**平成25年度　被措置児童等虐待の状況の公表について**

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき、平成25年度大阪府において対応した被措置児童等虐待の状況について公表します。

**１　届出・通告受理及びその対応の状況について**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 届出・通告  受理件数 | 事実確認を行った事例 | | |
| 虐待事実が認められた事例件数 | 虐待事実が認められなかった事例件数 | 虐待事実の判断に至らなかった事例件数 |
| 38件 | 1件 | 36件 | 1件 |

※届出・通告を受理した事例については、調査結果を含め、大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会被措置児童等援助専門部会に報告。

※大阪府では、児童間における暴力等の場合であっても、施設等が適切に対応しているかどうかについて、被措置児童等虐待に対する取り組みの枠組みを用いて対応。

※虐待事実の判断に至らなかった事例は、施設を所管する他自治体へ引き継いだもの。

**２　被措置児童虐待の事実が確認された事例について**

**ア　虐待の状況**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 児童の  性別 | 児童の  年齢層 | 虐待の種別 | 虐待の状況 |
| 男児 | 中学生 | 性的虐待 | 職員が、児童に対し、不適切な身体接触を行った。 |

**イ　施設等の種別及び施設職員等の職種**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設等の種別 | 件数 | 施設職員等の職種 |
| 社会的養護関係施設 | １件 | 児童指導員 |

※施設等の種別： 【社会的養護関係施設】乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設

**３　大阪府が講じた措置等について**

|  |
| --- |
| ・施設に対して、検証及び再発防止の取組みの徹底を指導。 |

※調査の結果、虐待の事実が認められなかった事案についても、施設等に対し、注意喚起、助言等を実施。